

一般社団法人日本経営士会東北支部

支 部 規 約

平成3年11月15日 制定

(名称)

第1条 当支部は、一般社団法人日本経営士会東北支部と称する。

(区域及び事務所)

第2条 当支部の管轄区域は次の通りとし、主たる事務所を支部長住所地に置く。
管轄区域は東北6県の青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県とする。

(目的)

第3条 当支部は、本会の基本方針に則りその目的達成に協力するとともに、会員の相互研修と業務の協力を通じて地域企業・団体等の経営の健全適正な発展に寄与し、併せて経営士の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 本会業務の分担・実施
- (2) 支部会員の部門別研修、領域別研修、連絡・情報交換
- (3) 支部会員の業務に関する広報、支援及び推薦
- (4) 経営管理に関する人材の育成
- (5) 経営士試験への協力
- (6) 支部経営支援センター活動に対する支援と調整
- (7) 地域関係機関及び団体等との連携並びに協力
- (8) その他、目的達成に必要な事業

(構成)

第5条 当支部は、第2条に定める区域のいずれかに登録した一般社団法人日本経営士会の会員を持って構成する。

(役員)

第6条 当支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 6名以上10名以内（副支部長、常任幹事を含む）
- (5) 支部監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、支部に関する規程（第6条2）による。

(役員職務)

第8条 幹事は、幹事会を構成し、支部業務の執行を決定するとともに所管業務を処理す

る。

- 2 支部長は、支部の業務を統轄する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時は副支部長がその職務を代行する。
- 4 常任幹事会は、幹事会から特に委任された事項を審議し業務を分担する。
- 5 支部監事は、会計及び業務を監査しそれを支部報告会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規程にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(支部相談役)

第10条 支部長は、幹事会の同意を得て支部相談役を委嘱することができる。

- 2 支部相談役は、支部の運営に関して支部長の諮問に答える。
- 3 支部相談役任期は、支部役員任期に準ずる。

(支部運営委員)

第11条 支部長は、運営上必要な時は、幹事会の議を得て支部運営委員若干名を委嘱することができる。

- 2 支部運営委員は、支部の事業に関して幹事会に協力する。
- 3 支部運営委員任期は、支部役員任期に準ずる。

(会議)

第12条 支部の会議は次の通りとし、支部長が召集しその議長となる。

(1) 報告会

支部報告会は、当支部に所属する正会員をもって構成する。

通常報告会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時報告会は幹事会が必要と認めたとき及び支部会員の5分の1以上の連署もしくは支部監事全員から会議の目的たる事項を提示して請求があった時に開催する。

(2) 幹事会

幹事会は、支部長及び幹事をもって構成し年3回以上開催する。

(3) 常任幹事会

常任幹事会は、支部長、副支部長、常任幹事をもって構成し支部長が必要と認めたときに開催する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため、本人が出席できない場合には、予め通知された事項について、意見を述べる事ができる。
- 4 議事が緊急を要する場合には、支部報告会を除き、前各項に準じて持ち回りの方法で決することができる。

(会議の権能)

第13条 支部報告会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決する。

- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 支部規約の改正、その他支部運営に関する重要事項
- 2 幹事会は、支部報告会の決した事項の執行に関するもののほか、支部報告会の決を要しない業務の執行に関する事項について決する。
- 3 常任幹事会は、幹事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を討議する。

(事業計画及び収支予算)

第14条 支部長は次年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前の理事会(3月)で決定された事業計画、予算を基に当該事業年度の開始の日から30日以内に本会会長に提出しなければならない。

(予算の減額)

第15条 予算は会費徴収が当初の納入額を著しく下回った場合、第4回目の支部事業費が減額される。

(事業報告及び収支決算)

第16条 支部長は、支部の事業報告書及び収支決算書を作成し、半期ごとに決算を行い、開始の日から15日以内に、事業報告、決算書を本会会長に提出しなければならない。なお、所得税の預かり金は、随時本部へ明細をつけて送金する。

(支部経営支援センター)

第17条 当支部は対外的公益活動推進の為、支部内地域の各県に経営支援センターを置く。

(経費)

第18条 当支部の経費は、支部事業費、助成金、その他の収入により支弁する。

2 会員が、特別に経費を要する会合に出席した場合、その費用の一部または全部を負担させることがある。

(事業年度)

第19条 当支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(準用)

第20条 この規約に定めのない事項は、本会定款及び関連規程を準用する。

(附則) この規約は平成3年11月15日より施行する。

平成22年 1月18日 一部改訂

平成22年 4月 2日 一部改訂

平成28年 6月 4日 一部改訂